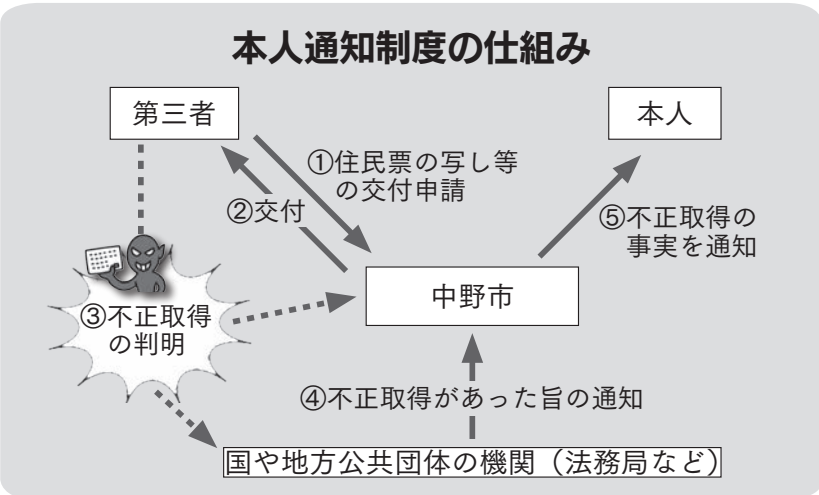


## 窓口

### 住民票の写し等の不正取得に係る 本人通知制度を実施しています

市では、市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を実施しています。

この制度は、住民票や戸籍謄本の写しなどの証明書が、第三者から不正に取得されたことが明らかになった場合に、当事者本人に不正取得の事実を通知するものです。



#### 対象となる証明

住民基本台帳法および戸籍法の規定に基づく、次の証明が対象です。

- ① 住民票の写し（削除された住民票の写しを含む）
- ② 住民票記載事項証明書（削除された住民票記載事項証明書を含む）
- ③ 戸籍の附票の写し（削除された戸籍の附票の写しを含む）
- ④ 戸籍謄本・抄本（除籍謄本・抄本、改製原戸籍などを含む）
- ⑤ 戸籍届出書記載事項証明書

#### 本人通知対象者

○ 現在、本市に住所や本籍がある方  
○ 過去に、本市に住所や本籍があった方

※ただし、亡くなった方や失踪宣告を受けた方および本市に戸籍や住民票が無く、所在が確認できない方は対象外です。

#### 通知の方法と内容

- 郵送により、次の内容を記した書面で通知します。
- ① 証明書を交付した年月日
  - ② 証明書の種類
  - ③ 交付した証明書の通数

問い合わせ先  
市民課窓口係  
☎ 2111（内線274）

## 制度

### マイナンバー制度が始まっています

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付の流れ

- ① 交付の準備ができましたら、市から交付場所、必要な持ち物などをお知らせする交付通知書（はがき）をご自宅にお送りします。
- ② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書に記載された期限までに、記載された交付場所にご本人がお越しください。
- ③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただき、カードを交付します。

※交付には、お一人約20〜30分掛かります。時間に余裕を持ってお越しください。なお、電話での予約も受け付けています。

#### よくある質問 Q & A



Q マイナンバーカードの申請期限はありますか？  
A 申請期限はありません。また、申請も任意です。

Q マイナンバーカードの有効期限はありますか？  
A 20歳以上の方は10回目の誕生日、20歳未満の方は5回目の誕生日までとなっています。

Q マイナンバーカードのICチップから重要な個人情報（年齢、性別、病歴など）が筒抜けになりませんか？  
A マイナンバーカードには、税金や年金の情報、病歴などのプライバシー性の高い情報は記録されません。また、ICチップ情報は、暗証番号で保護されます。

#### ▼ 4月から6月までの交付日時など

	月日・曜日・受付時間	交付場所
平日	月～金曜日 時間：午前8時30分～午後5時15分	本庁舎：市民課 豊田支所：地域振興課
休日	下記の日曜日 時間：午前8時30分～正午 【4月】10日、24日 【5月】22日 【6月】26日	本庁舎：市民課

問い合わせ先  
市民課窓口係  
☎ 2111（内線274）

## 交通

### 「ふれあいバス」「お出かけタクシー」

中野市地域公共交通対策協議会では、市民の皆さんの交通の利便性向上を図ることを目的に、「ふれあいバス」「お出かけタクシー」を運行しています。

交通渋滞の緩和や地球温暖化対策のためにも、環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。

運行日 平日のみ（ただし、12月29日から1月3日までは運休）

利用料金 次のとおりで、シルバー乗車券が利用できます。（バス定期券、バス回数券は使えません）

※運行ルートやダイヤなどは、利用状況に応じ、見直すことがあります。

#### ふれあいバス

【倭・科野地区】1乗車300円  
（主な停留所）中野市役所―北信総合病院―一本木（イオン中野店）―深沢神社―岩井東

【豊田地域】1乗車200円  
（主な停留所）上今井―替佐駅―中野市豊田支所―裕生活改善センター―毛野川橋―三俣



▲ふれあいバス



▲お出かけタクシー

#### お出かけタクシー

【高丘・平野・延徳地区】  
1乗車400円

（主な停留所）大俣生活センター、牛出公会堂、大熊公民館下、中野駅、北信総合病院

○利用するには予約が必要です。予約のあった停留所のみ運行します。  
○第1便は「市内中心部へ行く便」、第2～4便は「各地区へ帰る便」の運行となりますが、予約状況によっては、地区内の停留所間の移動も可能です。

予約専用番号  
090(1541)0400

問い合わせ先

中野市地域公共交通対策協議会事務局（政策情報課政策推進係内）  
☎22)2111（内線216）

## 募集

### 中野市地域公共交通対策協議会委員

持続可能な地域公共交通体系の構築を進めるため、中野市地域公共交通対策協議会を設置し、協議・検討を行っています。広く市民の皆さんの意見を協議会に反映させるため、公募委員を募集します。

○応募資格 市内に住所を有し、3月31日現在の年齢が満18歳以上の方で、平日の昼間に開催する会議に出席できる方（会議は、年3回程度開催予定です）

○任期 2年  
○募集人数 3人以内  
○応募方法 「私の考える中野市の公共交通について」の考えを400字程度にまとめ、住所、氏

名、年齢、職業、電話番号、ほかの審議会などの委員の方は、審議会などの名称を記入の上、ご応募ください。（様式任意）  
※提出された書類に基づき選考し、結果は応募者全員に通知します。

○応募締切 4月22日（金）（必着）  
※応募者多数の場合、すでに市のほかの審議会などの委員である方は、ご遠慮いただくこともあります。

問い合わせ・応募先  
〒383-8614（住所記載不要）  
中野市地域公共交通対策協議会事務局（政策情報課政策推進係内）  
☎22)2111（内線216）

## 施設

### 長野県中野勤労者福祉センターの施設廃止について

長野県中野勤労者福祉センターは、昭和55年、県により建設され、本市が指定管理者として管理・運営を行ってきました。

しかし、建設から35年が経過し、老朽化による施設維持管理経費など財政負担上の問題から、所有者である県と協議を重ねた結果、9月30日（金）をもって閉館し、施設を解体する

こととなりました。  
長年ご利用いただきました皆さまに感謝申し上げますとともに、施設廃止についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先  
営業推進課商工労政係  
☎22)2111（内線272）